

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 10 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	申請者
第 5909 号	平成 25.10.1	メートル 6.00	メートル 23.88	京都市下京区西七条掛越町 6 番 5, 6 番 6	株式会社すまい 代表取締役 中島 幸博

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）